泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託
募集要項等に係る質問への回答

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	行数	項目						
1	募集要項	群マネに関する検討資料の提供	1	13	2	(1)				「令和5年度より～導入検討」とありますが、泉州地域における群マネの検討に際して開催された勉強会や意見交換会等の資料のうち、本委託を把握する上で参考となる資料についてご提供いただけないでしょうか。	本委託は、泉州群マネとは別であり、泉南市単独にて検討を進めたものであるため、参考となる資料はありません。
2	募集要項	施設増減による管理数量の変更	3	4	2	(2)	ウ			契約期間中に施設の新設、移管など、管理数量が変更となった場合は受注金額の変更がありますか。	契約期間中での管理数量の変更は想定しておりませんが、数量が大きく変更となった場合は、協議により、受注金額の変更を行うことになるものと考えます。
3	募集要項	対象施設台帳・GISデータ	3		2	(2)	ウ			表1の対象施設について、台帳及びGISデータを、電子データとして認識可能な形式で提供いただけますか。	本委託開始後可能な範囲で提供します。
4	募集要項	橋梁の範囲	4		2	(2)	エ			道路関連業務に橋梁を含むとのことですが、橋梁は路面のみが対象範囲でしょうか。本体も含むのでしょうか。	橋梁本体は含みません。橋面舗装や防護柵等の付属物が対象となります。
5	募集要項	総価業務の数量上限	4		2	(2)	エ			軽微修繕、清掃、除草、樹木剪定、土砂・草木回収、浚渫等の総価契約業務について、業務別の想定数量及び年間上限数量を明示ください。想定可能な範囲を超えて数量又は費用が増加した場合は、追加費用及び履行期間を契約変更するとの理解でよいですか。	令和６年度の各業務の実績を後日提示します。 総価契約の業務は、契約金額の範囲内で実施することを基本としますが、本委託開始後の数量、コストの推移については、モニタリング等により確認し、必要に応じて協議を行っていきます。
6	募集要項	単価業務の単価	6	13	2	(3)				単価契約の6000円/m2は決まっているのでしょうか。 小規模な舗装修繕では、施工面積や固定費の影響により6,000円/m2を超える場合が想定されます。	募集要項の単価契約の施工単価6,000円/m2は基準単価（1,000）としていますので、舗装修繕に係る、その他工種の単価率表を後日提示します。
7	募集要項	前払金について	6	2	2	(3)				前払金の支出割合は何パーセント以内でしょうか？	前払金は、当該年度支払額の30%以内となります。また、前払いを請求する際、受託者は原則前払い保証契約を締結することとします。
8	募集要項	前払金について	6	2	2	(3)				前払金申請後、入金までに要する日数をご教示ください。	請求後、30日以内に入金します。
9	募集要項	協力企業への業務発注	6	24	2	(6)	ア			協力表明書を提出した協力企業について、契約期間中に必ず業務を再委託する必要がありますでしょうか。業務実施段階において、再委託が発生しなかった場合の取扱いをご教示ください。	再委託が発生しなかった場合のペナルティ等を特に定めるわけではありませんが、協力企業に対し一度も発注されないことは、本市が期待するところではありません。 市外企業育成の観点からも、協力表明書を提出した企業には、できる限り受注の機会を設けていただくことを期待します。
10	募集要項	提案上限額の業務項目別内訳	6	7	2	(3)				提案上限額算定時の業務項目別の予定数量及び積算額をご教示ください。積算額等の開示が困難な場合は、予定数量をご教示ください。	予定数量及び積算額は、提示できません。 令和６年度の各業務の実績を後日提示します。
11	募集要項	提案上限額の業務項目別内訳	6	7	2	(3)				総価契約対象業務について、契約金額の範囲内で業務項目間の費用配分を事業者の判断により変更することは可能でしょうか(例えばR4年道路維持業務他を最小限度として、公園関連業務を手厚く対応する等）。業務項目別の上限額、最低実施額等の制約がある場合はご教示ください。	コスト削減の余地が大きい施設への費用配分を小さくするなど、創意工夫により、当然、その費用配分に差は生じると考えております。 従って、業務項目間の費用配分は、事業者の提案に基づくものとしてください。
12	募集要項	発注支援等に関与した事業者の参加資格	9	21	3	(3)	ア			本委託の導入検討、募集要項・要求水準書等の作成又は事業者選定に係るアドバイザリー・発注支援業務に関与した事業者及びその関係会社について、応募者や協力企業としての参加制限があるかご教示ください。	本委託の事業者選定支援業務を行う企業及び当該企業と人的・資本的関係のある企業は、応募者となることはできません。
13	募集要項	統括管理責任者の維持管理業務の実務経験	10	10	3	(3)	イ	(ア)		統括責任者の資格要件として求められている実務経験について、道路附属物や電気通信設備、電気設備等、道路上に設置されたインフラ設備の維持管理業務に関する実務経験も該当するとの理解でよろいでしょうか。	参加資格要件として、ご質問のような実務経験を排除するものではありません。 本委託の趣旨から、道路、公園、河川等インフラの維持管理を大きな枠組みの中で適切に実施できる統括管理責任者を選定していただくことを期待しております。
14	募集要項	業務責任者等の配置及び兼務	10	14	3	(3)	イ	(イ)		業務責任者及び副業務責任者について、表2に示される9業務のそれぞれに各1名ずつ配置する必要があるとの理解で良いでしょうか。また、複数業務の兼務及び業務責任者・副業務責任者間の兼務の可否・条件をご教示ください。	業務責任者及び副業務責任者は、表２に示す各業務ごとに配置するのではなく、業務全体として、それぞれ１名以上配置していただくことを求めております。 なお、対象施設ごとに業務責任者や副業務責任者を配置する提案を排除するものではありません。
15	募集要項	業務責任者等の資料提出	10	14	3	(3)	イ	(イ)		参加表明書提出時点で各業務の業務責任者及び副業務責任者の氏名を全て特定して提出する必要がありますでしょうか。選定後または契約締結後に変更や提出が可能な場合は、その期限・提出方法をご教示ください。	参加表明書提出時点で、業務責任者及び副業務責任者を選任してください。 なお、事業期間中の業務責任者、副業務責任者の変更は、要求水準に従い変更するものとしてください。
16	募集要項	副業務責任者の協力企業からの選定	10	14	3	(3)	イ	(イ)		副業務責任者を協力企業から選定する場合に必要となる本市の承諾について、申請時期、手続をご教示ください。また、参加表明書提出前に承諾を受ける必要があるかご教示ください。	副業務責任者に関する調書についても、参加表明書提出時に提出が必要です。 ただし、協力企業から副業務責任者を選定する場合は、提案審査に関する提出書類とともに提出することができます。この場合は、提案審査に関する提出書類とともに様式Ⅱ-7を提出してください。 提出された書類に基づき、副業務責任者が、募集要項に示す資格要件を満たすこと、副業務責任者が所属する企業が協力企業として協力表明書を提出していることが満たされることを確認し、問題がない場合、副業務責任者の配置を承諾したものとみなします。
17	募集要項	統括管理責任者の勤務場所及び業務拠点	10	3	3	(3)	イ	(ア)		統括管理責任者について、常駐や勤務場所に関する要件はありますでしょうか。また、泉南市内に事務所もしくは業務実施拠点を設置する必要がありますか。必要がある場合は、必要な機能、配置人員及び開設時期をご教示ください。	いずれも要件はありません。
18	募集要項	業務開始前の準備期間の取扱い	12	15	3	(4)	ア			契約締結予定の令和9年4月から業務開始予定の令和9年9月までの準備期間について、準備、引継ぎ、協議等の費用の委託料への計上方法並びに支払時期及び方法をご教示ください。	準備、引継ぎ、協議等に係る費用は、各年度の支払額に含めて下さい。
19	募集要項	損害賠償及び保険条件	18		別紙					リスク分担において、本業務で加入が必要な保険の種類、補償限度額、免責額及び被保険者の範囲をご教示ください。また、契約上の損害賠償責任額に上限を設ける予定があるかご教示ください。	本業務においては、第三者賠償責任保険の加入を求めますが、それ以外は事業者の任意とします。
20	募集要項	その他リスク分担	18		別紙					当初事業者側では想定できない、不可抗力・第三者に関するリスクは市側を主として頂きたい。 ・法制度の新設・変更によるもの ・住民等の反対運動・訴訟・要望活動によるもの ・通常理由による施設損傷によるもの ・市が示した現地状況との大幅な乖離による施設コスト ・第三者の帰責事由による市所有資材・車両・備品損傷 ・利用者数の想定範囲外の増に関する需要変動 ・第三者の帰責事由による業務中断 ・業務開始前から存在する損傷、老朽化、設計・施工上の不具合、未処理の要望・修繕案件 ・事業者側の責でない対象範囲内の要望・苦情増加	基本的にリスク分担に示すとおりですが、必要に応じ協議するものとします。
21	募集要項	物価変動リスクについて	19	8	別紙	No. 27				契約期間中に物価や賃金等が大幅に変動した場合においても、契約金額の変更についての協議の場は、設けられないのでしょうか?	提案委託費の上限には、令和９年度までの人件費及び物価上昇率を加味して算出しています。 契約期間中、著しい変動が認められる場合は、協議を申し出る事ができるものとします。
22	募集要項	損害賠償及び保険条件	19	8	別紙	No. 27				物価変動リスクについては、資材や燃料等が契約期間中に変動した場合のスライド条項その他契約金額変更の適用有無、対象費目、適用基準及び算定方法をご教示ください。	提案委託費の上限には、令和９年度までの人件費及び物価上昇率を加味して算出しています。 契約期間中、著しい変動が認められる場合は、協議を申し出る事ができるものとします。
23	募集要項	物価変動リスク	19	8	別紙	No. 27				物価変動リスクについては市のリスク分担にしていただきたい。現状年々労務費・材料費の物価上昇となっている背景も踏まえ、閾値以上の物価上昇となった場合はスライド協議を適用頂きたい。	提案委託費の上限には、令和９年度までの人件費及び物価上昇率を加味して算出しています。 契約期間中、著しい変動が認められる場合は、協議を申し出る事ができるものとします。
24	募集要項	業務量が想定を超えた場合の取扱い	20	17	別紙	No. 62 No. 63				苦情・要望等対応リスクについて、要望・苦情、作業指示、緊急対応等の件数や業務量が市の想定を著しく超えた場合、総価の範囲内とする基準数量もしくは上限並びに契約変更の可否及び判断基準をご教示ください。	対象業務の苦情・要望については、総価契約の契約金額の範囲内で実施することを基本としますが、本委託開始後の件数、業務量の推移については、モニタリング等により確認し、必要に応じて協議を行っていきます。
25	様式集	正本・副本の押印及び複写方法	5	28	2	(4)	3)			正本及び副本を提出する書類について、押印は正本のみとし、副本は正本の写しで差し支えないでしょうか。また、電子データには押印済み書類をPDF化したものを収録するとの理解でよいでしょうか。	差し支えありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	行数	項目						
26	様式集	維持管理業務実績を証明できる書類について	17	21	様式Ⅱ－6		NO.3			様式Ⅱ-6の添付書類「No.3」について、過去に在籍していた企業から「参加資格要件⑵に示す配置予定技術者の有する維持管理業務実績を証明できる書類（コリンズの登録証又は契約書等の写し）」の取得が困難な場合、実務経歴を記載した職務経歴書に本人の署名・押印及び当社の証明書を提出することで、同等の取り扱いとしてもらうことは可能でしょうか。	異なる企業の実績を個人の実績として提出する場合、コリンズの実績については、技術者実績確認書発行サービスにて発行される実績をご提出ください。 なお、コリンズに登録がない場合には、やむを得ない方法として、ご質問の方法を認めます。
27	様式集	業務実績を証明する書類	17	22	様式Ⅱ－6		NO.3			様式Ⅱ-6について、業務実績を証明する書類として「コリンズの登録証又は契約書等の写し」とありますが、テクリスの登録内容確認書等についても証明資料として問題ないでしょうか。	差し支えありません。
28	様式集	副業務責任者の参加資格要件に関する調書について	18	1	様式Ⅱ－7					参加資格審査書類提出時、副業務責任者に関する調書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか？	参加表明書の提出時には、副業務責任者に関する調書の提出も必要です。 ただし、協力企業から副業務責任者を選定する場合は、提案審査に関する提出書類とともに提出することができるものとします。
29	様式集	副業務責任者について	18	3	様式Ⅱ－7		①			協力企業から副業務責任者を選定する場合における、様式Ⅱ－7の記載内容や市の承諾を得るために必要な対応方法をご教示ください。	協力企業から副業務責任者を選定する場合は、提案審査に関する提出書類とともに様式Ⅱ-7を提出してください。 なお、募集要項に示す副業務責任者の資格要件を満たすこと、副業務責任者が所属する企業が協力企業として協力表明書を提出していることが満たされることを条件に、市が承諾したものとみなします。
30	様式集	提案価格内訳書について	27		様式Ⅳ－2－1					総価契約の上限値のみの公表で、当社が提案した各業務の内訳金額と御市が想定している各業務の内訳金額の乖離が考えられます。各業務比率の公表を行って頂けることは可能でしょうか？	総価契約の提案委託費の上限に係る各業務比率は公表しません。
31	要求水準書	再委託について	2	5	1	(6)	1)			統括管理責任者の指揮系統のもと、人材派遣会社から派遣された人員を活用する場合、当該人材派遣会社についても協力企業として位置付け、協力表明書を提出しないといけないのでしょうか？ご教示ください。	人材派遣会社からの人員を活用する場合、人材派遣会社を協力企業として位置付ける必要はありません（位置付ける事はできません）。 なお、人材派遣会社の人員を副業務責任者として配置することは認められません。
32	要求水準書	過年度の業務実績数量等の開示	5	1	2	(3)				対象業務について、実施体制及び価格提案を検討するため、直近3年間の業務項目別・施設別の実施数量、件数、費用、要望・苦情件数、緊急・時間外対応件数及び廃棄物量の実績をご提供ください。	令和６年度の各業務の実績を後日提示します。
33	要求水準書	再委託について	5		2	(3)				業務の効率化等を図ることが可能な業務については、１件あたり５０万円未満の見積による対応ではなく、事業者と再委託先で「年間業務委託」もしくは「単価契約」を締結して業務を遂行することは可能でしょうか？	本委託は、受託者に建設業許可を求めていないため、受託者が建設工事を行わない等、実質的に建設工事を請負っていないことが前提となります。
34	要求水準書	定例会の開催方法及び使用設備	9	2	3	(1)	1)	ウ		定例会について、対面開催が必須か、Web会議等によるオンライン開催もしくは併用が可能かをご教示ください。また、開催場所は市から提供される施設・設備でしょうか。その場合は、内容をご教示ください。事業者側で開催場所を準備する必要がある場合は、どのような仕様が必要でしょうか。	定例会の開催方法は、市と事業者との間で円滑なコミュニケーションがとれることを前提に、事業者の提案に委ねます。 オンラインのみでの開催も可能ですが、契約後の初回の定例会や重要な議題がある場合の定例会については、対面での会議開催を求める場合がありますので、ご留意下さい。 なお、対面での定例会は、市役所内部の会議室で行います。
35	要求水準書	電話対応業務の実施場所及び再委託	10	1	3	(1)	2)			電話対応業務を、市外の事業所等で実施することは可能でしょうか。また、協力企業に再委託する場合の所在地、実施体制その他の条件または制限、並びに市外事業所から本市システムを利用することの可否をご教示ください。	電話対応業務を市外の事業所等で実施することは可能です。 市外の事業所等で実施する場合の制限は特にありません。 本市のシステムは、Webブラウザで利用できるシステムであり、インターネットの利用環境があれば、市外事業所から利用することも可能です。
36	要求水準書	市が受付した案件の引継ぎ対応	10	15	3	(1)	2)			本市が対応した電話の内容等も事業者が本システムへ入力、とありますが、市から事業者への情報提供方法、情報内容や時期をご教示ください。	現在本市にて、窓口業務対応システムを構築中のため、今後効率的な手法を具体的に検討していきます。
37	要求水準書	システムの内容	10	17	3	(1)	2)			コールセンタが登録するシステムの内容を教えてください。業務実施に当たり事業者のシステムの利用は必ずでしょうか。また事業者のシステムと泉南市のシステムを連携させることは可能でしょうか。	コールセンター業務で登録するシステムは本市が提供するシステムとします。 システム連携については、今の段階では回答を控えさせていただきます。
38	要求水準書	本市システム関係事業者の参加と公平性	10	3	3	(1)	2)			「本市が提供するシステム」について、本市システムの開発、提供、運用又は保守に関与する事業者及びその関係会社は、応募者、協力企業として参加可能でしょうか。参加可能な場合、システム仕様、運用条件等の提案に必要な情報をご教示ください。	本市が提供するシステムは、本委託開始までに開発が終了する予定であり、本委託の業務として含めるものではありません。 なおシステムの概要については、参加表明書を提出し、参加資格を有することが確認された応募者に提示します。
39	要求水準書	本市システムの利用条件	10	3	3	(1)	2)			本市が提供するシステムについて、事業者側での利用条件として、利用可能な端末・ネットワーク、必要機器、アカウント数、協力企業の利用可否、操作研修、利用費用など関連情報をご教示ください。	システムはWebブラウザで利用できるものとなります。 アカウント数は、本委託の運用を踏まえての対応を想定しています。 本委託に係る契約締結後、協力企業等を対象とした操作研修を行う予定です。またシステム利用にかかる費用は不要です。
40	要求水準書	本市システムの資料提供	10	3	3	(1)	2)			実施体制及び作業量を検討するため、本市システムの操作マニュアル、入力画面、データ項目及び標準的な1案件当たりの入力作業量が分かる資料をご提供頂けないでしょうか。	システムの概要については、参加資格を有することが確認された応募者に提示します。
41	要求水準書	定期巡回の要求水準について	12		3	(1)	5)	ア		「定期巡回の結果は日報に記録」とのことですが、日報は紙媒体になるのでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
42	要求水準書	本市からの要請による作業の範囲及び費用負担	14	8	3	(2)	1)			各業務において、「本市からの要請により」実施するとありますが、市が想定する年間件数、数量または金額の目安をご教示ください。また、想定を著しく上回る要請が生じた場合、契約変更又は別途精算の対象となるか、その場合の判断基準をご教示ください。	本市からの要請件数についての想定はありません。 本委託開始後の数量、コストの推移については、モニタリング等により確認し、必要に応じて協議を行っていきます。 また、令和６年度の各業務の実績を後日提示します。
43	要求水準書	消毒・害虫駆除の対象範囲及び費用負担	19	14	3	(2)	7)			樹木剪定等業務に含まれる消毒・害虫駆除について、提案上限額算定時に想定する年間の箇所数、数量及び回数をご教示ください。また、害虫の大量発生等により想定を著しく上回る場合の契約変更又は別途精算の可否及び判断基準をご教示ください。	令和６年度の各業務の実績を後日提示します。
44	要求水準書	公園遊具の確認業務及び資格要件	20	9	3	(3)	1)			公園遊具について、本委託で実施する業務は巡回時の目視等による異常確認であり、定期点検及び専門的な劣化・安全性判定は対象外との理解でよいでしょうか。また、実施者に必要な資格または講習受講等の要件がある場合はご教示ください。	本委託には、公園遊具の定期点検及び専門的な劣化・安全性判定は対象外としています。 また、公園遊具の巡回等を行う担当者に対して、特定の資格を求めておりません。
45	要求水準書	除草業務 一般廃棄物処分について	23	17	3	(3)	4)			一般廃棄物は「泉南清掃工場」に搬入することは可能でしょうか。可能な場合、1日に処分する量や回数に制限はあるのでしょうか？	一般廃棄物を「泉南清掃工場」に搬入することは可能です。ただ、持ち込む事業者によって制限等が異なるため、確認が必要となります。
46	要求水準書	排水管調査の数量及び範囲	40	6	3	(8)	1)			排水管の目視、TVカメラ及び潜行目視調査について、通報等があった箇所のみが対象か、予防的・定期的調査も総価に含むかをご教示ください。併せて、想定延長、管径、堆積状況及び過年度実績をご提供ください。	通報や要望等において損傷を確認した場合に、必要な対応をするものとしており、予防的・定期的調査は対象としていません。 令和６年度の各業務の実績を後日提示します。
47	要求水準書	軽微修繕・補修実施要領について	別紙2							軽微修繕・補修を実施するにあたって、判断基準となるマニュアル等については、市で作成したものがあるのでしょうか？	別紙２軽微修繕・補修実施要領に基づき、実施の判断をすることになります。
48	要求水準書	アイテムIDについて	別紙7							別紙7の「アイテムID」は各排水管等を識別する施設管理番号との理解で良いでしょうか。また、各IDに対応する位置、起終点、管径、管種、延長、布設年度並びに過去の調査、清掃及び修繕履歴が確認できる電子データ、GISデータ等をご提供頂けるという理解で良いでしょうか。	アイテムIDについては、ご質問のとおりご認識していただいても問題ありませんが、各排水管についての詳細な情報はありません。
49	モニタリング計画	定期モニタリングについて	3		3	(1)	ア			「定期モニタリング」に関する所定の様式は、市から提示いただけるのでしょうか？	事業者の提案に基づき、本市との協議の上、決定するものと考えています。
50	モニタリング計画	要求水準未達の客観基準	5		3	(2)				要求水準未達及び重大な業務不履行の判断が例示に限られ本市判断とされています。業務別KPI、判定資料、測定方法、許容値、是正期間及び「速やかに」等の期限を契約前に合意し、本市・第三者・不可抗力・承諾遅延に起因する事象を今後協議願います。	モニタリング計画における表２に示す不履行の具体例については、必ずしも定量的に定められないものもあるため、原案を基本としますが、事業者選定後の協議において、一定の調整はできるものと考えています。
51	全般									維持管理の要求水準については現在泉南市で行っている要求レベルと同等でよろしいでしょうか。	本委託の要求水準については、将来にわたり、現状のインフラ管理水準を確保することを目的としています。また、各業務については、回数や資材等を本市が細かく指定する仕様ではなく、受託者が主体的にインフラ維持管理を効率的、効果的に運営できる水準としています。